川崎市道高速縦貫線

		川崎浮島ＪＣＴ
	殿　町	3.5
大　師ＪＣＴ・大　師	—	5.6

埼玉県道高速さいたま戸田線

					美女木ＪＣＴ	
				浦和南	1.5	
			浦和北	—	—	
		与　野	2.1	—	7.9	
		新都心西	—	3.9	—	9.7
	新都心	1.8	—	5.7	—	11.5
さいたま見沼	2.3	4.1	—	8.0	—	13.8

別添３

出　入　口　等	料金距離（km）
本町（上野方向へ進行する入口に限る。）	3.7
池尻（入口に限る。）	6.4
永福（高井戸方向へ進行する入口に限る。）	3.4
初台（入口に限る。）	6.7
外苑（代々木方向へ進行する入口に限る。）	10.6
板橋本町（中台方向へ進行する入口に限る。）	25.0
錦糸町（小松川方向へ進行する入口に限る。）	7.9
錦糸町（小松川方向から進行して流出する出口に限る。）	7.9
葛西（浦安方向へ進行する入口に限る。）	9.8
足立入谷（入口に限る。）	6.3
鹿浜橋（加賀方向へ進行する入口に限る。）	10.3
扇大橋（鹿浜橋方向へ進行する入口に限る。）	13.6
三溪園（入口に限る。）	10.9
杉田（幸浦方向へ進行する入口に限る。）	4.0
新郷（安行方向へ進行する入口に限る。）	4.9
八潮南（八潮方向へ進行する入口に限る。）	4.6
戸田（入口に限る。）	13.8
新都心（さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。）	2.3
新都心西（新都心方向へ進行する入口に限る。）	4.1
浦和北（入口に限る。）	8.0
美女木ジャンクション（高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。）	13.8
浦安（千鳥町方向へ進行する入口に限る。）	6.4
阪東橋（入口に限る。）	4.7

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成 28 年阪神高速公告第 10 号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成28年４月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 28 年３月 31 日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　倶和

記

記Ⅰ〔１〕４⑮⑥イｃ中「平成28年３月31日」を「平成29年３月31日」に改める。

本州四国連絡高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告平成28年第２号

本州四国連絡高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告した「料金の額及び徴収期間」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成 28 年３月 31 日

本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長　三原　修二

記

２⑷ルイ③を、平成28年４月１日から次のとおり変更する。

③　実施期間

平成28年４月１日（金）から平成30年３月31日（土）まで

第三種郵便物認可　明治三二年五月三一日

発行所　〒一〇五－八四一四　東京都港区虎ノ門二丁目六番一号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294

定価　本号一部　一ヵ月　六四一円（本体五九三円）　六〇円）　送料別）